

【憲法】

1.

本問は、タクシー事業の公定幅運賃制度を素材として、経済活動の自由の制約に関する基礎的な知識の有無、そして経済活動の自由の制約の合憲性について説得力ある論述をする力の有無を試すものです。

公定幅運賃制度をめぐるいくつかの行政訴訟が提起されており、下級審判決が出されています。なお、本問における公定幅運賃制度は、現実にある制度を試験問題用に単純化したものです。

2.

解答にあたっては、まず、公定幅運賃制度がどのような自由をどのように制約しているのかを指摘しないといけません。「タクシー事業だから営業の自由だ」ということになるでしょうか。もしそうとらえるとしたら、営業の自由の根拠条文とその内容を踏まえておきましょう。さらに、営業の自由にも営業の開始と営業の態様という2局面があることに注意しましょう。本問の事例であれば、公定幅運賃制度によりタクシー事業者にどのような支障が出てくるのかに言及し、それが「営業の自由」のどの局面にかかわるのかにふれることができると、事案に即した、より深い分析になります。

どのような自由のどのような制約かを指摘することは、制約の強度を指摘することにつながります。薬局距離制限違憲判決最大判昭50. 4. 30民集29巻4号572頁（憲法百選I No. 97）は、薬局開設の許可制が「職業の自由」（憲法22条1項の「職業選択の自由」）のなかの「狭義における職業選択の自由そのもの」への制約であり、職業の自由への強力な制限であるとしています。また、許可条件としての距離制限についても強度の制約であるとしています。

公定幅運賃制度と薬局開設許可制・距離制限とは全く異なる規制ですので、薬局距離制限違憲判決の論理をただなぞるだけでは本問への解答になりません。問題文に即して、解答者なりの分析をすることが期待されます。どのような自由のどのような制約かについての指摘は、解答全体の行く末を規定すると言ってよいほど重要なプロセスです。しっかりと検討して下さい。

3.

どのような自由のどのような制約かを確定したら、次はその制約の合憲性をどのような判断基準で判断するかです。職業選択の自由の制約の合憲性をどのように判断するかについて最高裁判例においては、比較考量論を前提にして、規制の目的が公共の福祉に合致するか否か（正当か否か）、そのための規制措置の具体的内容（規制の手段）に必要性と合理性があるか否かを判断するというのが基本です。薬局距離制限違憲判決も、この基本を踏まえています。本問に解答するに際しても、この「必要性・合理性の審査」の手順にそって具体的事情を考慮していくことが考えられます。

もっとも、薬局距離制限違憲判決は「必要性・合理性の審査」をベースにしながらも、当該事案が狭義の職業選択の自由の制約にかかわること、消極目的の制約であること、さらに距離制限が強度の制約であることなどを根拠にして、判断基準を厳しくしています（言い換えると、審査密度をあげています）。本問への解答に際しても、2における分析に加えて立法目的につ

いて分析をし、それをふまえて判断基準を設定できるとよいでしょう。

受験者の皆さんは、「経済活動の自由の制約の合憲性については、消極目的であれば厳格な合理性の基準を、積極目的であれば合理性の基準を用いる」という「規制目的二分論」が有効と考えているかもしれません。しかし、最近の学説は「規制目的二分論」に対して懐疑的な見解が多いと言ってよいでしょう。また、酒類販売業免許制の合憲性を扱った最三小判平4・12・15民集46巻9号2829頁（憲法百選I No. 99）が消極目的でも積極目的でもない国家の財政目的という立法目的を提示したことなどもあって、「最高裁判例は規制目的二分論を採用している」とは言い難いところです。「規制目的二分論」に与するかのように扱われてきた芦部説も、規制の強度などにも注目しなければならないと指摘しています。それゆえ、薬局距離制限違憲判決のように、どのような自由のどのような制約かにも留意して判断基準を設定したいところです。

そうは言っても、制約の目的を分析することが重要であることに変わりはありません。本問における公定幅運賃制度の目的を消極目的とみるか、積極目的とみるか、それとも他の目的とみるか、皆さんの腕の見せ所です。その際、消極目的・積極目的の定義を明確にして、それに即して公定幅運賃制度の目的について判断するというプロセス（これも一種の三段論法です）を明確にしたいところです。

4.

最後は3において設定した判断基準に沿って、公定幅運賃制度の合憲性を具体的に判断することになります。さまざまな指摘がありうるでしょうが、いずれにせよ、3において設定した判断基準を用いているのだということがわかる論述であることが必要です。

以上